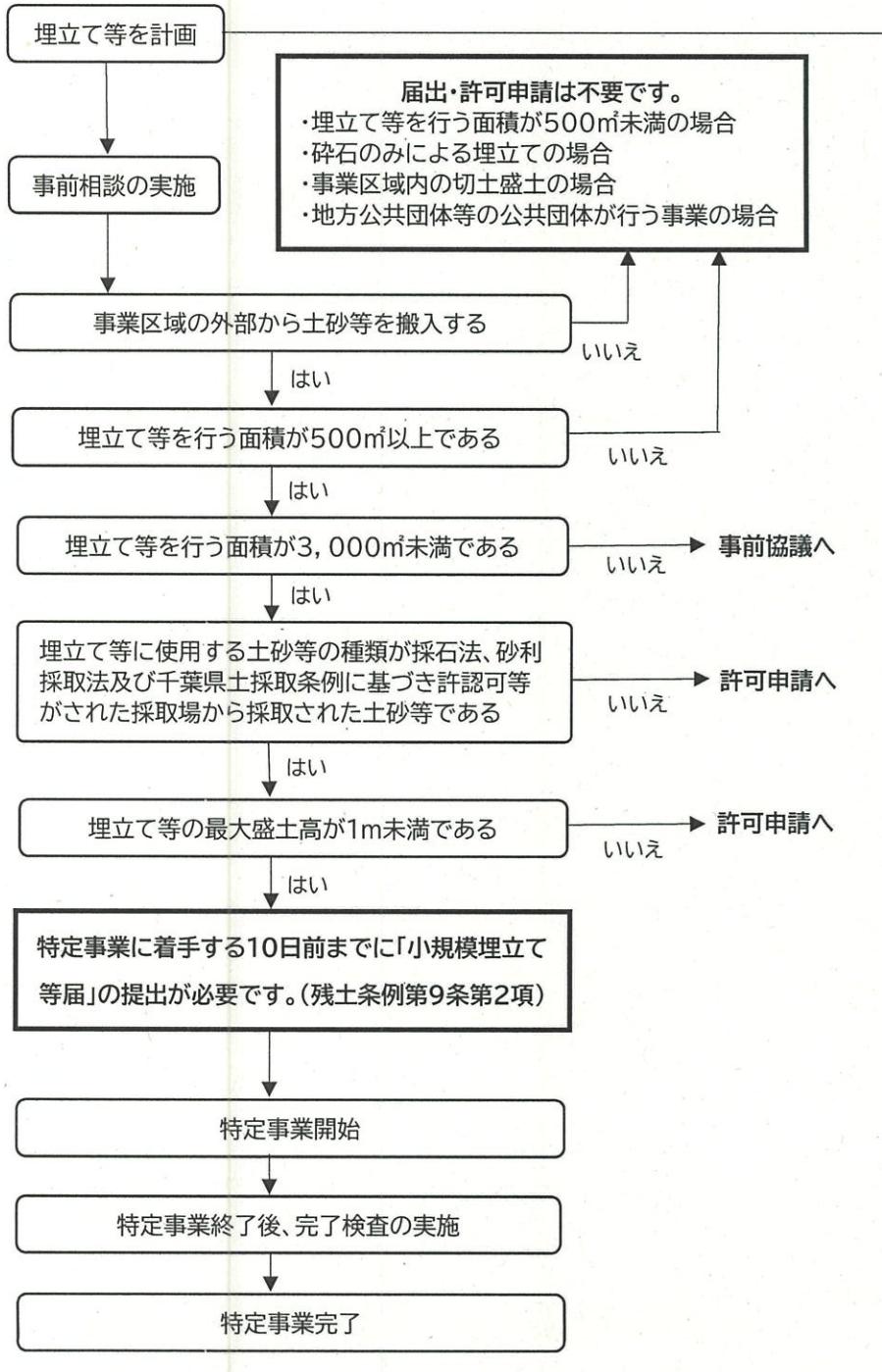


土砂等の埋立て等に係る手続きフローチャート



【伐採及び伐採後の造林の届出】
地域森林計画の対象民有林において立木を伐採する場合には、伐採の90日から30日前までの間に届出が必要です。(森林法第10条の8第1項)

所管課:木更津市 農林水産課 0438-23-8453

【林地開発に係る届出・許可】
地域森林計画の対象民有林において、林地を開墾する等の土地の形質を変える行為を行う場合には、その規模に応じた届出または許可が必要です。
・0.3ha 以上1ha 以下の開発行為を行う場合:「小規模林地開発行為届出書」及び「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。
・1ha を超える開発行為を行う場合:「林地開発許可申請書」の提出が必要です。

所管課:千葉県中部林業事務所 森林管理課 0439-55-4973

【都市計画法に係る許可申請】
市街化調整区域内に建築物等を建築する場合には、事前に都市計画法に係る手続きが必要です。(都市計画法第29条、第43条)

【宅地造成に関する工事の許可申請】
宅地造成工事規制区域内で造成工事を実施する場合には、許可が必要となる場合があります。(宅地造成等規制法第8条)
・切土によって高さ2mを超えるがけができるとき
・盛土によって高さ1mを超えるがけができるとき
・切土と盛土とを同時にする場合で、高さ2mを超えるがけができるとき
・切土、盛土する高さに関係なく、切土及び盛土する土地の面積が500m²を超えるとき
※がけ:地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地

所管課:木更津市 都市政策課 0438-23-8697

【農地転用に係る届出・許可】
農地を農地以外のもの(住宅・資材置場等)にする場合には、届出または許可が必要です。(農地法第4条・第5条)

【軽微な農地改良の届出】
農地を改良するため、農地所有者が山砂等により農地の埋立て等を行う場合には、届出が必要です。

所管課:木更津市 農業委員会事務局 0438-23-8693

【特定建設作業実施の届出】
建設工事等でバックホウ等の重機を使用する場合には、作業開始の7日前までに届出が必要です。(騒音規制法第14条、振動規制法第14条、木更津市環境保全条例第46条第1項)

【特定作業実施の届出】
ばい煙・粉塵、騒音・振動等に係る作業を実施する場合には、作業開始の30日前までに届出が必要です。(木更津市環境保全条例第38条第1項)

【特定施設設置の届出】
騒音・振動などを発生する施設を設置する場合には、設置の30日前までに届出が必要です。(騒音規制法第6条第1項、振動規制法第6条第1項、木更津市環境保全条例第37条第1項)

所管課:木更津市 環境政策課 0438-36-1443

